

# 耐震診断業務委託

## 特記仕様書

令和 年 月

建築整備課

### 決裁欄

|           |      |    |     |
|-----------|------|----|-----|
| 建築整備課長    | 課長補佐 | 係長 | 担当者 |
|           |      |    |     |
| 設備・環境担当課長 | 課長補佐 | 係長 | 担当者 |
|           |      |    |     |
|           | 課長補佐 | 係長 | 担当者 |
|           |      |    |     |

委託業務名 耐震診断業務

# 耐震診断業務委託特記仕様書

## I 業務概要

1 業務名称 ( \_\_\_\_\_ )

### 2 計画施設の概要

(1) 施設名称 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 敷地の場所 ( \_\_\_\_\_ )

(3) 施設用途 ( \_\_\_\_\_ )

平成31年国土交通省告示第98号別添二 第\_\_号 第\_\_類とする。

### 3 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

a 敷地の面積 ( \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> )

b 用途地域及び地区の指定 ( \_\_\_\_\_ )

#### (2) 施設の条件

a 施設の延べ面積 ( \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> )

b 構造・規模 ( \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 階建て \_\_\_\_\_ 戸数 )

c 付帯工事概要 ( \_\_\_\_\_ )

d 設備概要 ( \_\_\_\_\_ )

#### e 耐震安全性の分類

「道有施設（建築物）の総合耐震計画基準」（平成13年3月20日付け建築第66号による。）耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

1) 構造体 \_\_\_\_\_ 類

2) 建築非構造部材 \_\_\_\_\_ 類

3) 建築設備 \_\_\_\_\_ 類

#### (3) 建設の条件

a 予定工事費 ( \_\_\_\_\_ 百万円 )

b 建設予定工期 ( 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 )

#### (4) 耐震診断と条件については、次による。

a 当該施設の耐震診断を行い、具体的な改修方法の検討を行う。

(参考文献 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説)

b 改修方法は施設利用を考慮し、施工方法及び仮設計画について十分検討した上で、複数（3種以上）の方法による比較検討を行うこと。

c 改修工法検討にあたり、改修前後における本業務委託適用基準での耐震診断（2次）を行うこと。

d 耐震診断実施にあたり、必要な現地調査を行い、調査内容を報告書にまとめること。

e 耐震診断は、当該施設の特性と診断方針を整合させるとともに、施設のモデル化は地震時における実情に適切に反映させたものにする。

f 診断に必要なコンクリート圧縮強度や中性化試験等は、次により行う。

圧縮強度についてはシュミットハンマー、中性化については文献等に基づき考察を行うこと。

G 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月までに概算工事費の算出及び業務担当員への報告を行うこと。

H 業務の進捗に合わせ、別途指示する中間審査を行う。

## II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「耐震診断業務委託共通仕様書」（北海道建設部建築局）による。

なお、共通仕様書については北海道建設部建築局（建築保全課）のホームページにて公開している。  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkh/gijyutu.html>)

### 1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。  
・印に○印の付かない場合は、\*印の付いたものを適用する。また、・印と\*印に○印が付いた場合は、共に適用する。

### 2 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

### 3 業務の範囲

#### (1) 一般業務

##### a 耐震診断

- ・ 国土交通省告示第670号（平成27年5月25日）別添一 1 耐震診断に関する標準業務
- ・ 補強方法の検討及び改修工事概算額算定業務
- ・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務

#### (2) 追加業務

##### ・ 試験等

- ・ シュミットハンマー試験    \_\_階   \_\_ヶ所   計   \_\_ヶ所
- ・ 中性化試験            \_\_ヶ所

## 4 業務の実施

### (1) 一般事項

a 耐震診断業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

### b 電子納品

\* 本業務は、電子納品対象業務とする。

北海道建設部建築局制定の「営繕業務電子納品運用ガイドライン」に基づき、業務書類を電子成果品として納品すること。

### (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

a 業務着手時

b 業務担当員又は管理技術者が必要と認めた時

c その他 ( )

### (3) 適用基準等

#### a 耐震診断

・ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説

( ) ・ 貸与

・ 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説

( ) ・ 貸与

・ 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説

( ) ・ 貸与

### (4) 資料の貸与及び返却

| 貸与資料   | 摘 要 |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用基準等のうち、貸与に○印の付いたもの</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> |     |

貸与場所 ( ) 貸与時期 ( )

返却場所 ( ) 返却時期 ( )

### (5) 成果品の提出場所 ( )

### (6) 電算機の使用について

電算機によって構造計算を行う場合は、事前に業務担当員と協議する。

### (7) その他

構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係る認定書の写しを添付して、事前に業務担当員と協議する。

## 5 耐震診断対象項目

### (1)耐震診断

| 耐震診断対象項目 |      | 縮尺等         | 摘要        |
|----------|------|-------------|-----------|
| 耐震診断     | 標準業務 | ・ 耐震診断結果報告書 | 耐震診断図面を含む |
|          |      |             |           |
|          |      |             |           |
|          |      |             |           |
|          |      |             |           |
|          | 追加業務 | ・           |           |
|          |      | ・           |           |
|          |      |             |           |
|          |      |             |           |
|          |      |             |           |

## 8 成果品及び提出部数等

### (1)耐震診断

| 成果品            | サイズ | 提出部数<br>(原本) | 摘要        |
|----------------|-----|--------------|-----------|
| ・ 耐震診断結果報告書    | A4判 | 一式           | 耐震診断図面を含む |
|                |     |              |           |
|                |     |              |           |
|                |     |              |           |
|                |     |              |           |
|                |     |              |           |
| g 電子データ        |     |              |           |
| ・ 電子納品 (DVD-R) |     | 1枚           |           |

(注1) : 電子データの提出については、6(1)f 電子納品による

委託業務概要書 (\_\_\_\_分)

耐震診断用

※(\_\_\_\_)基本又は実施を記入する)

| 業 務 名               |                      | 摘 要   |
|---------------------|----------------------|-------|
| 業務人・時間数<br>(技師Cによる) | 人・時間                 |       |
| 発注者打合せ回数            | 回／建築<br>回／電気<br>回／機械 | 積算起点地 |
| 現地打合せ回数             | 回／建築<br>回／電気<br>回／機械 | 積算起点地 |

- 注 1 業務人・時間数 及び 打合せ回数は、委託料を算定するための数量であり、契約上の業務人・時間数等を規定する数量ではありません。打合せ回数については、業務工程表にて計画し、業務担当員と協議してください。
- 注 2 業務人・時間数は、業務の内容を勘案し、対象外業務率を設定（別紙3対象業務表参照）して算定しています。
- 注 3 移動に要する人件費(人・時間)は、諸経費のうち直接経費及び技術料等経費の算定対象外とします。

対象業務表

|              | 項 目                                    | 受託者 |
|--------------|--|-----|
| 耐震診断に関する標準業務 | 告示（第670号）の別添一の1. イ 戸建木造住宅以外の建築物に係る業務内容 |     |

- 対象業務
- △ 対象外業務率を乗じている業務
- － 対象外業務